



2017

島津発祥まつり



島津発祥の地「都城」で、11月11日(土)~25日(土)にわたって神柱公園を中心に「第十回記念島津発祥まつり」が繰り広げられます。メインイベントの「明道館パレード」では、歴代当主や都城島津家私領一番隊の武士、なぎなた隊などに扮した市民らが、都城島津邸から神柱宮までを豪華絢爛に練り歩きます。この他、島津の歴史に関わるさまざまなイベントが開催されますので、ぜひ、島津発祥まつりへ来場ください。

◎問い合わせ 島津発祥まつり実行委員会 ☎51-5501

華やかな歴史絵巻を再現

明道館パレード

女優で歌手の藤吉久美子さんが、都城の「おんな城主」春領役で登場！

- 日時 11月23日(木) 11時30分～
- コース 都城島津邸～神柱宮



都城の歴史を体感

島津荘園

さまざまな出店が立ち並ぶ島津荘園では、甲冑着用や乗馬など、歴史にちなんだ体験を楽しめるブースがあります。ステージでは、民族芸能や抽選会も開催されます。

- 日時 11月23日(木) 11時～17時
- 場所 神柱公園多目的広場

内容

◎甲冑体験処

記念撮影もできますので、カメラなどを持参ください(小学生以下対象。1人300円)

◎なんこ大会

腕に覚えのある皆さんの挑戦を受け付けます

◎人力車体験処

人力車に乗って公園内を散策。ゆっくり見物を楽しめます(受付13時～)。大人500円、子ども300円)



◎乗馬体験処(ポニー)

かわいいポニーで乗馬体験が楽しめます(11時～15時。小学生以下対象。1回300円)

◎島津荘園のお宝探し

素敵なお宝をゲット!(15時～)。

◎自顕流体験処

鹿兒島藩の武士が鍛錬に励んだ古流剣術を体験できます(13時頃～)



この他、新企画の観音瀬水路体験や「お雪さん杯流し」体験などの企画も予定しています。



島津発祥まつり関連イベント

都城島津伝承館特別展「幕末維
新の動乱と都城 ―西郷隆盛と
都城島津家―」

●日時 11月26日(日)まで 9時
〜17時 ※月曜日休館

●場所 都城島津邸

●内容 大政奉還と西南戦争に
ちなんだ展示

※入館料が必要

特別展記念シンポジウム(無料)

●日時 11月11日(土)
13時30分〜16時

●場所 高城生涯学習センター

●内容 NHK大河ドラマ「西郷
隆盛」の放送に合わせて、西
郷隆盛の活躍と都城島津家の動
向を紹介

島津剣道大会(無料)

●日時 11月11日(土) 9時〜

●場所 都城島津邸

※雨天時は武道館(妻ヶ丘町)
で開催

●対象 市内外の小学生剣士

島津いろは歌こどもカルタ大会

(無料)
●日時 11月18日(土) 10時〜

●場所 都城島津邸

●対象 5歳〜小学6年生

●その他 申し込み人数により、
学年を考慮してグループを分け、

試合します

●日時 11月11日(土)までに都城島津
邸 ☎23-2116

城山のお宝探し(無料)

●日時 11月19日(日) 11時〜

●場所 都城狭野神社(都島町)

●対象・定員 幼児〜小学3年
生・200人

●島津発祥まつり実行委員会
事務局 ☎51-5501

島津発祥まつり第十回記念&デ
ビュー35周年記念「藤吉久美子
コンサート」

●日時 11月24日(金) 19時〜

●場所 ウエルネス交流プラザ

●料金 4千円

●ウエルネス交流プラザ
☎26-7770

島津発祥まつり第十回記念特別
講演 島津講談会「山之口麓文
弥節人形浄瑠璃」

●日時 11月25日(土) 18時〜

●場所 ウエルネス交流プラザ

●内容 島津講談会と山之口麓
文弥節人形浄瑠璃のコラボレ
ーション

●料金 前売り券千円

当日券1,500円

●島津発祥まつり振興会
☎51-5501

NPO活動に参加してみませんか



「社会に貢献したい」「地域の課題を解決したい」などの思いから、市民が主体となって活動を行うNPO（非営利組織）。その活動内容は、子育て支援や高齢者・障がい者支援、まちづくり、環境保全、地域活性化など多岐にわたります。

今回は、NPOに関する基礎知識や、自分のスタイルに合わせた活動への参加方法などを紹介します。

◎問い合わせ コミュニティ文化課 ☎ 23-2431



インタビュー

コミュニティ文化課
飯田 麻里 主査

NPO法人設立の支援や運営の相談、NPO活動推進のための普及啓発を担当しています。NPO法が施行されて20年近く経ちますが、NPOの活動に対する認識が薄い人や、敷居を高く感じている人もいます。より分かりやすく伝え、理解を深めてもらえる取り組みを続けていきたいと考えています。

市内には、さまざまなNPO法人や団体があります。その活動は、目的や社会的使命を達成するための、サービスを必要とする人たちに寄り添う地道なものです。市民の皆さんも、自分の能力や特性を生かしながら、NPOが取り組む社会貢献活動に参加してみませんか。

「NPO」とは、「Non-Profit Organization（ノン・プロフィット・オーガナイゼーション）」の略で、直訳すると「利益を出さない組織（非営利組織）」となります。

非営利とは「利益を出さない」「利益を出してはいけない」ということではなく、利益がなくても構成員に分配せず、「団体の活動目的を達成するための費用に充てる」ということを意味します。

このことから、NPOは利益を追求する企業とは異なり、「社会貢献活動」の実践を組織の目的としています。

「まちづくり」や「子育て支援」、「障がいのある人や高齢者への支援」、「文化・芸術に触れる機会の提供」、「地域安全」、「環境保全」など、社会のニーズは年を追うごとに多様化していて、行政機関の取り組みだけでは、柔軟にきめ細かく対応することが極めて困難になっています。

NPOは、自由で柔軟な発想で、多種多様なニーズに応え、状況にあった「新たなサービス」を創出する重要な役割を担っています。



市内のNPO法人とNPO団体

NPOの活動がより活発で広範なものとなるよう、特定非営利活動促進法によって、NPO団体による法人格の取得が可能になっています。

このため、NPOには、法人格を持つ特定非営利活動法人（NPO法人）と、法人格を持たないボランティア団体や市民公益活動団体（NPO団体）があります。

市内には、NPO法人63団体と、ボランティアや市民公益活動団体など100以上のNPO団体が活動しています。

あなたも、NPOの活動に参加してみませんか

◎直接的な参加

直接的にNPOの活動に関わる方法として、次の二つが挙げられます。



①ボランティアとして参加

②会員などになって、NPOの運営に主体的に参加

※定款で条件を規定していないNPO法人には、趣旨に賛同する人なら誰でも入会できます。また、共に活動する仲間を募集し

ているNPO団体やNPO法人もあります。活動したいと思う団体を見つけたら、直接問い合わせください

◎間接的な参加

ボランティアなど、直接NPOの活動に関わることはできなくても、寄付をする（＝支援する）ことでも、NPOの活動に参加することができま

NPO法人を設立するときは

市では、NPO法人設立の申請の手続きや、特定非営利活動促進法の内容について相談に応じています。設立に必要な事項を記載したパンフレットなども準備しています。また、市ホームページにも詳しい説明や申請様式などを掲載しています。

NPO法人のメリットと制約事項

NPO法人となった場合、「社会的な信用が高まる」「資金調達の可能性が増える」などのメリットがある一方で、法人としての制約や義務も生じます。団体を設立する際は、メリットや制約事項を良く考えて、法人化するかどうか選択しましょう。

インタビュー



都城市ボランティア・福祉共育おうえんセンター
内田 文子 センター長

センターには「何か社会の役に立ちたい」

「暮らしの困り事を少し手伝ってほしい」など、さまざまな相談が寄せられます。一方で、NPOを設立したり、継続して活動するための相談も受け付けています。時として、制度や金銭では解決できない問題を、ボランティアで支援する人たちを応援するのが、センターの役割。災害を受けた他市町村でのボランティア活動支援も行っていて、その取り組みは広範です。

初心者からベテランまで共にボランティア活動に参加し、交流が生まれ支援の輪が広がっていく様子を目の当たりにすると、一歩ずつ、都城が良くなっていくことを実感しています。

都城市ボランティア・福祉共育おうえんセンター

市民活動の積極的な推進のため、個人のボランティア活動やNPOの育成・支援を行う都城市ボランティア・福祉共育おうえんセンターを、社会福祉協議会（松元町）に開設しています。ボランティア活動やNPOの運営などに関することなら、どんなことでも気軽に相談ください。

●主な支援の内容

- NPOの活動紹介
- ボランティアにちなんだ各種講座の開催
- ボランティア保険の受け付け
- NPOの設立や運営の相談
- 各種助成金の申請支援
- 中学生・高校生のボランティア活動

●開設時間

月～金曜日 8:30～17:00

※毎月第3土曜日は、イオンモール都城駅前
休日相談会を開催しています

●問い合わせ ☎ 25-7318

ホームページでも紹介しています

都城圏域のNPO法人や市民公益活動団体の取り組みをホームページ「友・誘・遊」でも紹介しています。ぜひ、閲覧ください。
※センターでは、冊子も配付しています



都城市ボランティア・福祉共育おうえんセンター
ホームページ

第2次都城市総合計画



市の行政運営の総合的かつ計画的な指針である「第2次都城市総合計画」の基本構想が、平成29年9月定例会市議会で可決されました。今回は、基本構想で定めた本市の目指すまちの姿や、まちづくりの基本方針、都市目標像、今後策定する総合戦略の考え方などを紹介します。

◎問い合わせ 総合政策課 ☎23-7161

第2次都城市総合計画は2層構造

第2次都城市総合計画は、「基本構想」と「総合戦略」の2層構造の計画です。

基本構想は、市が目指すまちの姿や都市目標像、まちづくりの基本的な方針や目標人口などを示す、長期の視点に立った、市の全ての施策の土台となります。

総合戦略は、基本構想に基づいて取り組むべき施策やその方向性、優先的に取り組むべき課題に対応するための重点プロジェクトなどをまとめたもので「選択と集中」を重視した計画です。

今後は、11月にパブリックコメントを実施し、都城市総合計画審議会への諮問を経て、今年度中に「総合戦略」を策定する予定です。

◎基本構想の計画期間

2018（平成30）年度～20

27年度の10年間

◎本市の目指すまちの姿

- ・市民が主役のまち
- ・安心してくらせるまち
- ・賑わいのあるまち
- ・地の利を活かしたまち
- ・緑あふれるまち

◎都市目標像

市民の笑顔が広がる
南九州のリーディングシティ

◎まちづくりの基本方針

・しごと 地の利を活かし雇用をつくる

・くらし くらしと安全を守る

・ひと 人間力あふれる人を育む

・まち 圏域の中心としての魅力を築く

◎行政経営の基本姿勢

- ・創造性あふれる人材の育成と政策推進力の強化
- ・地域資源を最大限に活用した行政経営
- ・行政サービスの高質化と効率化

「総合戦略」のパブリックコメント

市民の皆さんの考えを計画に反映するため、広く意見を求めます。

- 公表場所 総合政策課、各総合支所地域振興課、各地区市民センター ※市ホームページにも掲載
- 提出期限 11月30日(木)
- 提出書類 公表場所で配布する「意見・情報提出書」を提出ください。市ホームページからも取得できます。
- 提出方法 必要事項を記入し、封書で総合政策課へ郵送または持参。ファクスやメールのほか、公表場所での提出もできます。
- 提出先 総合政策課（〒885-8555） FAX 23-2675
planning@city.miyakonojo.miyazaki.jp

税金は納付期限までに納めましょう

市税は、教育や福祉、生活環境整備などの行政サービスを行うための重要な財源です。私たちが、健康で豊かな生活を送るために必要な費用を賄っている税金。納付期限までに必ず納めましょう。

◎問い合わせと相談

市税の納付について

納税管理課

☎23-2126

国民健康保険税について

保険年金課

☎23-7144

納付期限内に自主納付しましょう

市税には、市県民税、固定資産税、軽自動車税、法人市民税などのほか、国民健康保険税などがあります。これらの税金は、納付期限内納付と自主納付が原則です。

市県民税の特別徴収による納税

会社などに勤めている人の市県民税は、特別徴収制度による給与差引きになっています。特別徴収制度は、雇用主が従業員の給与から所定の市県民税を預かって納付する制度です。雇用主の皆さんは納付期限までに納付ください。

納税は便利な口座振替で

税金の納め忘れを防ぐには、口座振替が便利です。市内の金融機関の窓口、「都城市市税等口座振替依頼書・自動払込利用申込書」が置いてあります。預貯金口座の

ある金融機関へ、納税通知書または領収書、預貯金通帳、届出印を持参し、申し込みください。手続きの翌月(場合によっては翌々月)から振り替えを開始します。

●11月以降の各税金の納付期限

税	期限	11月30日 (木)	12月25日 (月)	1月31日 (水)	2月28日 (水)	4月2日 (月)
市県民税				●		
固定資産税			●		●	
国民健康保険税		●	●	●	●	●
後期高齢者医療保険料		●	●	●	●	
介護保険料		●	●	●	●	

※介護保険料については介護保険課(☎23-2596)へ問い合わせください

納付期限までに納付できない場合

災害や病気、失業など、やむを得ない理由で納付が困難になった人のために、納税相談を随時行っています。納付が困難になった場合は放置せず、早めに相談ください。なお、毎週木曜日は、19時まで夜間相談を受け付けています。

納付期限内に納付できなかったら

定められた納付期限までに納税しないことを「滞納」と言います。「うっかり」や不注意による納付忘れも、滞納になります。納付期限を過ぎると、税金のほか、督促料や高い利率の延滞金も併せて納めなければなりません。

また、会社に勤めている人が市税などを滞納している場合、会社に給与などの調査を行います。雇用主の皆さんは、調査への協力をお願いします。

滞納処分(差し押さえ)

税の公平性を保つため、国税徴収法などで定められているのが、滞納処分です。滞納したままの状態が続く、納税相談もしていない場合、滞納者の財産(預貯金・給与・生命保険・不動産など)を差し押さえ、市税に充当します。場合によっては滞納者宅の捜索や、自動車のタイヤロックを行い、公売します。

※滞納処分は、本人承諾の有無に関わらず執行します



差し押さえたテレビやバッグなどを、平成29年10月に入札方式で公売しました



「ずっと暮らしたい都城」みやこんじよの実現に向けて ごみを減らそう！

最近、ごみの分別があいまいになっていたり、必要以上に物を買って
いたりしませんか。この機会に日頃の生活を見直して、より良い環境を
子どもたちに引き継いでいけるよう、皆さんの協力をお願いします。

◎問い合わせ 環境業務課 ☎24-5560

ごみが増え続けると

県の統計によると、市民一人当
たりのごみ排出量は増加の傾向に
あります。ごみ排出量が増え続け
ると、処理経費がかさむだけでな
く、限りある資源を無駄にし、地
球温暖化など私たちの生活環境に
も影響を及ぼします。

いま、私たちにできること

● 今日から実践 4R運動

4Rは、次の英語の頭文字「R」
をとったもので、ごみを減らして、
環境に優しい社会を創るための
キーワードです。4Rの実践を心
掛けて、「ずっと暮らしたい都城」
の実現を目指しましょう。

1人1日当たりのごみの排出量 (g / 人・日)



※排出量は生活系、事業系ごみの総量

1 ごみになるものを断る (Refuse)

- レジ袋は断りマイバッグを利用する
- 使い捨て商品 (わりばし、ストローなど) は断る

2 ごみを減らす (Reduce)

- 必要かどうかよく考えてから買う
- 詰め替えができるものを選ぶ
- 食べ残し、飲み残しを減らす

3 くり返し使う (Reuse)

- 修理して使う
- 必要とする人にゆずる
- リサイクルショップやフリーマーケットを利用する

4 再生利用する (Recycle)

- 分別を徹底する (ペットボトル、あきかん、びん、紙類、白色トレイ)
- スーパーでの回収や学校の集団回収などを利用する

使用済み小型家電のリサイクルに協力ください

市では、次の場所に回収ボックスを設置し、使用済み小型家電のリサイクルを推進しています。

- ・市役所 本館 1階正面玄関
- ・各総合支所 1階正面玄関
※山田総合支所のみ、1階市民生活課前
- ・ホームワイドプラス都城店 (千町) 正面玄関
- ・イオン都城ショッピングセンター (早鈴町) 1階家電売り場
- ・HEARTYながやま鷹尾店 (蓑原町) サービスカウンター横
- ・HEARTYながやま都北店 (都北町) 北側正面入り口



回収する小型家電の例



● 残さず食べよう!! 3010運動

3010運動は、会食や宴会の席での食べ残しを減らす運動です。これから忘年会など会食の機会も増えます。次の点を心掛けて、食べ残しを出さないようにしましょう。

- ・注文の際には、適量を注文しましょう
- ・乾杯後30分間は席を立たずに、料理を楽しみましょう
- ・終了前の10分間は、自分の席に戻って料理を楽しみ、食べ残しを出さないようにしましょう

ごみに関する問い合わせ

- 収集に関すること 環境業務課 ☎24-5560
- 24時間収集情報 ☎22-5374
- 焼却処理に関すること クリーンセンター ☎45-6677
- 埋立処分に関すること 環境施設課 ☎23-3319
- 不燃物、資源処理に関すること リサイクルプラザ ☎36-3900
- 産業廃棄物に関すること 都城保健所 ☎23-4504

11月は児童虐待防止推進月間

虐待から子ども命を守る！

全国的に児童虐待に関する通報や相談件数は増加傾向にあり、虐待により子どもの命が奪われる事件も後を絶ちません。児童虐待問題は社会全体で解決すべき重要な課題です。



子ども虐待防止
オレンジリボン運動

◎問い合わせ ことも課 ☎23-2684

児童虐待とは

子どもに意図的に身体的・精神的苦痛を与える行為は、児童虐待です。また、しつこい言いながら、子どもの体や心を傷つけるようであれば、それも児童虐待になります。虐待は、次の4つに分類されます。

身体的虐待	殴る、蹴る、戸外に締め出す
心理的虐待	言葉で脅す、兄弟・姉妹間で差別する、子どもの目の前で家族に対して暴力を振るう
ネグレクト	食事を与えない、家に閉じ込める
性的虐待	性的関係を強要する



本市の児童虐待の現状

平成28年度、本市に寄せられた児童家庭相談は82件で、そのうち虐待に関する相談が39件となっています。その内訳は、身体的虐待が18件と一番多く、次いでネグレクトが14件、心理的虐待が6件、性的虐待が1件となっています。



虐待のサインかも知れません

子どもの様子

- ・ 不自然な傷やあざがある
- ・ いつも不潔にしている
- ・ 周りとの人間関係を築けず、孤立している

保護者の様子

- ・ 人前で怒鳴る、殴る
- ・ 衣食住の世話をせず、子どもを置いて外出する
- ・ 家の中から怒鳴り声が聞こえる

不安になったら相談

子育てに不安を感じたり、心配なことがあるときは、相談しましょう。些細なことでも、話をすることで心が軽くなり、解決の糸口を見つけられるかもしれません。市では、子育てに関する悩みを一人で抱え込まないよう、育児相談や教室、健診などを通して育児不安の軽減に努めています。また、電話での相談も受け付けていますので、気軽に相談ください。



周囲の人の気付きで守られる命

もし、周囲で虐待が疑われる場合は、すぐに連絡ください。匿名でも受理されます。

情報提供時に対象となる子どもの住所や氏名、虐待の内容など、分かる範囲での情報提供が必要ですが、調査の結果、虐待でなかったとしても通告者に責任はありません。

※通告者の情報は非公開です

【市役所への相談・連絡】

ことも課 ☎23-2684
 東部保健センター（高城保健センター内）☎58-6800
 西部保健センター（高崎福祉保健センター内）☎62-4411

【児童相談所への相談・連絡】

宮崎県南部福祉子どもセンター（都城児童相談所）
 ☎22-4294

児童相談所全国共通ダイヤル ☎189（いちばやく）
 ※24時間対応。児童相談所につながりません。IP電話で

☎0570-0641000
 におかけください